

愛西市下水道事業の概要について

1. 経緯

本市は、平成 17 年 4 月 1 日に愛知県の最西端に位置する海部郡佐屋町・立田村・八開村・佐織町の 2 町 2 村が合併して誕生し、以来 18 年が経過しています。

下水道事業は、農業集落排水事業が合併前の平成 8 年度、コミュニティ・プラント整備事業が合併前の平成 10 年度、公共下水道事業が合併後の平成 22 年度にそれぞれ供用開始し、市民の生活環境の向上と公衆衛生の確保及び公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしてきました。

また、平成 31 年 4 月より特別会計から地方公営企業会計へ移行し、地方公営企業法の一部（財務）を適用してセグメント別（公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業）に運営を行っています。

<農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業>

農村地域である佐屋町の一部、立田村及び八開村では、農業集落排水処理施設等が整備され、平成 8 年度から平成 21 年度の間に 20 処理施設を供用開始しています。現在、処理施設の維持管理費等を縮減するために統廃合の計画を進めています。

佐屋・立田区域は、平成 24 年度に農業集落排水処理施設等の管理運営を地元管理組合から本市へ移管され、処理施設ごとに異なる使用料を区域単位で統一をしました。八開区域は当初より村営であり、料金体系の変更は無く世帯当たり人員割を加算して算定しており、3 区域の料金格差は解消されていません。

<公共下水道事業>

平成 15 年度から日光川下流流域下水道事業計画による公共下水道事業（佐屋・佐織地区）の工事が始まり、平成 22 年度から供用開始しています。

令和 3 年度に愛西市汚水適正処理構想の見直しを行い、整備面積の縮減を図りました。令和 19 年度の完成目標を令和 12 年度とし、市街化区域と住宅が密集する市街化調整区域の整備を進めています。【整備面積：863.7ha⇒616.7ha、整備済面積：436.0ha、令和 4 年度末整備率：70.7%】

<佐織地区地域し尿処理施設>

佐織地区には 3 つのコミュニティ・プラントがあり、平成 10 年度から平成 15 年度の間に供用開始しています。管理運営は 3 団地（東八幡・西八幡・諸桑）の管理組合が行い、平成 18 年度から指定管理者制度が導入され同管理組合が引き続き管理運営を行っています。【指定管理期間：令和 4 年度から令和 8 年度まで】

ここ数年で団地住民の高齢化が進み、使用料の集金が負担となり、浄化センターの老朽化による維持管理費の高額化が不安視されています。また、使用料の格差においても大きな問題になっています。

現在、地域し尿処理施設移管計画により、令和 7 年度から市下水道事業会計への移行に取り組み、愛西市汚水適正処理構想では、令和 12 年度までに公共下水道へ接続するため広域化・共同化の計画を進めています。

2. 下水道使用料等【基本使用料：1使用月（消費税含む）】

<農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業>

①佐屋区域（農業集落排水、コミュニティ・プラント）

基本使用料 10 m³まで 1,320 円

維持管理分担金 1,320 円

②立田区域（農業集落排水）

基本使用料 10 m³まで 1,650 円

維持管理分担金 1,650 円

③八開区域（農業集落排水）

均等割（1世帯当たり） 2,723 円

人員割（1人当たり） 680 円

維持管理分担金 2,723 円

※維持管理分担金：公共汚水マスを設置し下水道へ接続していない者に限り排水施設の維持管理に要する費用として徴収する。

<公共下水道事業>

①佐屋・佐織地区

基本使用料 10 m³まで 1,650 円

<佐織地区地域し尿処理施設>

①東八幡浄化センター

基本使用料（1世帯当たり） 3,500 円

②西八幡団地浄化センター

基本使用料（1世帯当たり） 4,700 円

③諸桑団地浄化センター

基本使用料（1世帯（2人まで）当たり） 4,300 円

※超過使用料（満15歳以上で1人500円、2人以上1,000円）

3. 下水道使用料等の改定における課題点

<農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業>

①佐屋・立田・八開区域の料金格差が解消されていない。

②八開区域の使用料算定方法が他区域と異なる。

③維持管理分担金制度は県下で当市のみである。

<佐織地区地域し尿処理施設>

①3団地の料金格差が解消されていない。